

株式会社徳倉 調達ポリシー

I. 法令および社会規範等の遵守・公正な企業活動の推進

1. 法律を順守し、社会規範に従い、持続可能な社会の実現に努めます。
2. 法令違反、不正行為等のコンプライアンス違反、またはその恐れのある行為を知った社員およびお取引先が、適切に報告・相談できる体制を整備します。

社内の従業員向けには、独立性および匿名性を確保した外部通報窓口を設置するとともに、お取引先をはじめとする社外からの通報・相談については、当社内に設置した窓口にて直接受け付けます。

いずれの通報・相談についても、通報者の秘密は厳重に保持し、通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう適切に保護します。

また、通報内容については、必要に応じて事実確認および調査を実施し、是正措置および再発防止策を講じるなど、適切に対応します。

3. 労働に関する法令、会社が定める諸規定等を正しく理解し遵守します。
4. 調達活動にて知り得た情報に関して、守秘義務契約を締結し情報漏洩のないよう管理します。
また、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じます。

II. 人権の尊重

1. 国際的に宣言されている人権擁護を支持、尊重し、非人道的な扱いを禁止します。また、人権侵害には一切加担せず、お取引先に対しても加担することのないよう働きかけます。
2. お取引先などサプライチェーン上における人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、信条、出身地、性別、年齢、障がい、性的指向、性自認等を理由とする差別行為やハラスメントを行いません。

III. 地球環境の保全・保護

1. 地球温暖化防止のために、調達活動におけるサプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量の削減に取り組み、脱炭素社会を目指します。
2. 廃棄するモノを減らし、資源を有効に使い、循環型社会の実現に取り組みます。
3. 次世代に豊かなくらしと資源を引き継ぐために自然環境の保全に努めるとともに、森林破壊ゼロを支持します。

IV. 品質・安全性の確保

1. アセスメントの実施や規格書の締結により、安全性の確保・品質管理の徹底を促します。
2. 購入する製品・サービスについて、国内外の法令等で定める基準、また別途定める品質規格を満たすものを購入いたします。

V. 社会との調和と共創

1. 原料産地での事業に関わる生産者やコミュニティの維持・発展のために、現地への訪問・対話など相互交流を深め、地域文化、慣習、伝統を尊重し、その維持に貢献します。
2. よき企業市民として「環境」、「食」、「健康」領域で、社会とのつながりを深めます。

制定：2024年2月

改定：2026年4月